第二号様式（第一第二号関係）

（い）			（ろ）	（は）
条項		見出し		
法第28条		居室の採光及び換気		□
法第28条の２		石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置		□
法第31条		便所		□
法第32条		電気設備		□
法第33条		避雷設備		□
法第34条		昇降機		□
法第35条	令第５章第２節	廊下、避難階段及び出入口		□
	令第５章第３節	排煙設備		
	令第５章第４節	非常用の照明装置		
	令第５章第６節	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等		
法第36条	令第129条の２の４（第２号に限る。）	建築設備の構造強度		□
	令第２章第４節（第32条及び第35条を除く。）	便所		
	令第115条	建築物に設ける煙突		
	令第129条の２の５	給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		
	令第129条の２の６	換気設備		
	令第129条の２の７	冷却塔設備		
	令第５章の４第２節	昇降機		
法第37条		建築材料の品質		□
高圧ガス保安法第24条				□
ガス事業法第40条の４				□
水道法第16条				□
下水道法第10条第１項				□
下水道法第30条第１項				
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の２				□
浄化槽法第３条の２第１項				□
特定都市河川浸水被害対策法第８条				□
（備考）				

（注意事項）

１．この様式による書類は、（い）欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った建築設備に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。

２．確認審査を行った建築設備について（い）欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、（ろ）欄に斜線を入れてください。

３．（い）欄に掲げる建築基準関係規定が適用される建築設備について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、（は）欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．確認審査を行った建築設備が法第39条第２項、法第40条、法第43条第２項、法第43条の２、法第49条から法第50条まで、法第68条の２第１項若しくは法第68条の９第１項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、法第68条の９第２項の規定に基づく条例又は令第９条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

５．（は）欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

第三号様式（第一第三号関係）

（い）		（ろ）	（は）
条項	見出し		
令第139条	煙突及び煙突の支線		□
令第140条	鉄筋コンクリート造の柱等		
令第141条	広告塔又は高架水槽等		
令第142条	擁壁		
令第143条	乗用エレベーター又はエスカレーター		
令第144条	遊戯施設		
法第88条第１項において準用する法第37条			□
法第88条第２項において準用する法第48条			□
法第88条第２項において準用する法第49条			
法第88条第２項において準用する法第49条の２			
法第88条第２項において準用する法第50条			
法第88条第２項において準用する法第51条			
法第88条第２項において準用する法第60条の２第３項			□
法第88条第２項において準用する法第68条の２第１項及び第５項			□
法第88条第２項において準用する法第68条の３第６項から第９項まで			
法第88条第２項において準用する法第86条の７第１項			□
（備考）			

（注意事項）

１．この様式による書類は、（い）欄に掲げる建築基準関係規定が、確認審査を行った工作物に適用されない場合は、当該規定に係る部分を省略した様式により作成することができます。

２．確認審査を行った工作物について（い）欄に掲げる建築基準関係規定の適用がないときは、（ろ）欄に斜線を入れてください。

３．（い）欄に掲げる建築基準関係規定が適用される工作物について、当該規定に係る図書ごとに、建築基準関係規定に適合していることを確かめたときは、（は）欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

４．確認審査を行った工作物が法第88条第１項において準用する法第40条、法第88条第２項において準用する法第49条から法第50条まで若しくは法第68条の２第１項の規定に基づく条例（これらの規定に基づく条例の規定を法第88条第２項において準用する法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は令第９条に掲げる法律の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。

５．（は）欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄に記載し、又は別紙に記載して添えてください。